

4 消安第 5962 号
4 農会第 643 号
令和 5 年 2 月 9 日

関係団体等の長 宛

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長
農林水産省農林水産技術会議事務局長

「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する
遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申
請について」の一部改正について

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき
拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年財務省、厚生労働
省、農林水産省、経済産業省、環境省令第 2 号）の施行に伴い、「農林水産大臣
がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種
使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」（平成 16 年 10 月 20 日付け 16
消安第 5284 号農林水産省消費・安全局長、農林水産技術会議事務局長通知）の
一部を（別紙）のとおり改正することとしましたので、お知らせします。本通知
は令和 5 年 2 月 9 日から施行することとします。

また、本件については、貴会傘下事業者に対し周知方よろしく申し上げます。

(別紙)

農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について
(平成16年10月20日付け16消安第5284号、消費・安全局長、農林水産技術会議事務局長通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 施設・設備に関する事項</p> <p>(1) 二種省令第7条に規定する様式第1、様式第2及び様式第3(以下「様式」という。)において、それぞれ様式第1の備考の<u>19</u>の(1)、様式第2の備考の<u>18</u>及び様式第3の備考の<u>22</u>に定める「設備の仕様」には、耐用年数を含めるものとする。</p> <p>(2) 様式の「その他」欄には、それぞれ様式第1の備考の<u>21</u>の(3)、様式第2の備考の<u>19</u>の(3)及び様式第3の備考の<u>24</u>の(3)に定める「事業者における管理体制」として、次に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>2 事故時等緊急時における対処方法に関する事項</p> <p>様式の「その他」欄には、様式第1の備考の<u>21</u>の(2)、様式第2の備考の<u>19</u>の(2)及び様式第3の備考の<u>24</u>の(2)に定める「事故時等緊急時における対処方法」として、法第15条に規定する応急の措置に係る次に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 施設・設備に関する事項</p> <p>(1) 二種省令第7条に規定する様式第1、様式第2及び様式第3(以下「様式」という。)において、それぞれ様式第1の備考の<u>20</u>、様式第2の備考の<u>19</u>及び様式第3の備考の<u>23</u>に定める「設備の仕様」には、耐用年数を含めるものとする。</p> <p>(2) 様式の「その他」欄には、それぞれ様式第1の備考の<u>22</u>の(3)、様式第2の備考の<u>20</u>の(3)及び様式第3の備考の<u>25</u>の(3)に定める「事業者における管理体制」として、次に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>2 事故時等緊急時における対処方法に関する事項</p> <p>様式の「その他」欄には、様式第1の備考の<u>22</u>の(2)、様式第2の備考の<u>20</u>の(2)及び様式第3の備考の<u>25</u>の(2)に定める「事故時等緊急時における対処方法」として、法第15条に規定する応急の措置に係る次に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>